

特別養護老人ホーム 福祉の森 聖孝園

運 営 規 程

(目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人愛孝会が設置する指定介護老人福祉施設の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設サービス計画に基づき利用者が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努める。
- 3 常に明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(運営方針)

第3条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の処遇を妥当適切に行うものとする。

- 2 施設自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、分かりやすく説明することとする。
- 4 指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。

(施設の名称)

第4条 この事業を行う指定介護老人福祉施設の名称は、「特別養護老人ホーム 福祉の森 聖孝園」(以下「施設」という。)と称する。

(施設の所在地)

第5条 施設は、日立市十王町高原333番地6に事業所を設置する。

(施設主体)

第6条 事業所の実施主体は、社会福祉法人 愛孝会とする。

(施設の定員)

第7条 施設の入所定員は、50名とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第8条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりである。なお、下記の職員は併設の指定短期入所生活介護事業を兼務する。

(1) 施設長(管理者) 1名(兼務)

ア. 施設長は、施設を代表し、職員の管理及び業務の総括に当たる。

イ. 施設長は、他の業務との兼務をしても差し支えない。

(2) 事務員 1名以上(兼務)

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整において必要な役割を果たす。

(4) 介護支援専門員 1名以上(兼務)

介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画の作成をし、介護・看護職員との調整を図る。

(5) 介護職員 21名以上

介護職員は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たり利用者の心身の状況等を適確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(6) 看護職員 2名以上(兼務)

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を適確に把握すると共に、医師及び医療機関と連携し、利用者が健康に過ごすために必要な処置を行う。

(7) 管理栄養士 1名

管理栄養士は、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮し、献立を作成するものとする。

- (8) 機能訓練指導員 1名以上（兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

- (9) 医師 1名

2. 前項に定めるもののほか必要に応じて、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

（事業の内容）

第9条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

（介護）

- (1) 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- (2) 入浴介助に当たっては、利用者の心身の状況に応じた適切な方法で、1週間に2回以上、入浴又は清拭を実施するものとする。
- (3) 排泄に当たっては、利用者の心身の状況に応じた適切な方法で、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。また、おむつを使用せざるを得ない利用者に対し、適切におむつを取り替えることとする。
- (4) 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

（食事の提供）

- (5) 利用者の食事は、栄養ならびに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供するものとする。
食事時間：朝食 7：30～8：30
昼食 12：00～13：00
夕食 18：00～19：00
- (6) 利用者の食事は、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行うものとする。

（機能訓練）

- (7) 機能訓練に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活を送る上で必要な機能を回復し、又はその減退を防止するために行うものとする。

（健康管理）

- (8) 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- (9) 施設の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、必要な事項について記録するものとする。

(相談及び援助)

- (10) 施設の生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- (11) 施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- (12) 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。
- (13) 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族において行うことが困難である場合には、利用者の同意を得て、代行するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- (14) 利用者が入所の際、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- (15) 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている介護認定の有効期間満了日の30日前には行えるよう必要な援助を行うものとする。

(施設サービス計画の作成等)

第10条 施設サービス計画の作成にあたっては、利用者について、その有する能力その置かれている評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供にあたる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するとともに、利用者に対して説明し、同意を得るものとする。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行う事により、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(介護老人福祉施設の利用料)

第11条 施設が提供する介護老人福祉サービスの利用料及び加算については、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、及び食事、居住費に係る標準自己負担額についても告示上の額とする。また、日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得るものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第12条 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、再び当該施設に入所することができるものとする。

(秘密保持)

第13条 施設に従事する職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。
また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持しなければならない。

(苦情処理)

第14条 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

(衛生管理)

第16条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理

を適正に行うものとする。

- 2 当該施設において、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外出及び外泊)

第17条 利用者は、外出又は外泊をしようとするときはその都度行く先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出て許可を得るものとする。

- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第18条 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し施設長の許可を得て指定された場所で面会するものとする。

(健康維持)

第19条 利用者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な事由がない限りこれを受診するものとする。

(身上変更の届出)

第20条 利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに施設長に届出るものとする。

(ホーム内の禁止行為)

第21条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気使用、喫煙又は飲酒をすること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ホームの施設、設備、備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(緊急時における対応方法)

第22条 指定介護老人福祉施設サービスの提供中に利用者が心身の状況に異変その他緊急

事態が生じたときは、速やかに医師または協力医療機関及び利用者の家族に連絡し、適切な措置を講ずる。

(損害賠償)

第23条 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第24条 天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第25条 施設職員は、利用者及びその家族等に金品等の財産上の利益を強要又は収受してはならない。

- 2 施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に、当該施設を紹介することの対償として、金品等の財産上の利益を供与してはならない。
- 3 事業者は、施設及び構造設備、職員、会計、入退所の判定並びに入所者などに対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 4 施設は、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者または他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、時間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行なう。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛孝会と事業所の管理者との協定に基づいて定めるものとする。

(付 則)

この運営規程は、平成14年 2月 1日から施行する。

平成17年10月 1日一部改正

平成19年10月 1日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正

平成27年 8月 1日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

令和4年 4月 1日一部改正